

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置付け、継続的な企業価値向上や株主、従業員及び利害関係者の信頼を高める観点から迅速かつ適正な意思決定を図り、効率性と透明性の高い経営体制を確立することを基本姿勢としております。
機関設計につきましては、重要事項に関する意思決定、業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督機関としての取締役会、監査機関としての監査役会を設置しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則(5項目)を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満
---------------------------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本証券金融株式会社	1,163,600	5.51
株式会社SBI証券	910,400	4.31
阿部 信雄	650,000	3.07
株式会社RECENTABLEASSOCIATE	480,700	2.27
オカザキファンド投資事業有限責任組合	299,900	1.42
高橋 孝治	278,000	1.31
野村證券株式会社	247,800	1.17
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	246,600	1.16
CBSG-MAYBANK KIM ENG SECURITIES PTE. LTD.A/C CLIENTS (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	245,500	1.16
渡邊太郎	220,000	1.04

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- (1) 上記のほか当社所有の自己株式167,538株(0.79%)があります。
(2) 大株主の状況については、平成28年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鼓 昭雄	税理士											
若尾 康成	弁護士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鼓 昭雄	○	_____	税理士として長年培われた豊富な経験・知識を生かし、取締役の意思決定に際して適切な指導並びに社外取締役として公正な立場で誠実に職務を遂行して頂けると判断し、社外取締役に選任致しました。また、現在・最近及び過去において上記a～lに該当のいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として適切であると判断し、独立役員に指定致しました。
若尾 康成		_____	弁護士として長年培われた法律知識及び豊富な実務経験に加え、企業法務にも精通し、高い知見と見識を有し、社外取締役として客観的かつ独立した立場から、取締役の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、社外取締役に選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人との連携は、期首での監査方針のすり合わせ、会計監査人の監査結果ヒアリングの後、中期決算報告、期末決算報告を受け意見交換を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
円谷 智彦	他の会社の出身者													
藤川 浩一	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
円谷 智彦		――	会計監査院及び非営利団体等での豊富な経験・知識を有されていることから、当社社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役に選任いたしました。
藤川 浩一		――	弁護士として長年培われた法律知識及び豊富な実務経験に加え、企業法務にも精通し、高い知見と見識を有し、社外監査役として客観的かつ独立した立場から、取締役の職務の執行を監査し、当社グループの健全な事業発展に寄与していただけると判断し、社外監査役に選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない
---	---------

該当項目に関する補足説明 更新

現時点においては取締役へのインセンティブ付与に関する施策を実施しておりませんが、導入を検討中であります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

有価証券報告書において、第46期に取締役(社外取締役を除く。)に支払った報酬の額が26,654千円である旨を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役の要請に基づき、都度、管理部から補助使用人を供出することになっております。その場合、当該補助使用人は通常の命令系統を離れ、監査役会並びに監査役の指示命令下に於かれることになっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 会社の機関内容

(取締役会)

当社の取締役会は、取締役6名(内1名が代表取締役)で構成されており、取締役のほか、監査役全員が出席することになっております。原則として月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。

(監査役会及び監査役監査)

当社は、会社法上の大会社に該当し、定款に監査役会を設置する旨を定め、監査役会設置会社となっております。監査役は3名で、内1名は常勤で残り2名は非常勤です。各監査役はそれぞれ企業経営、労務、財務に關しての経験を有しております。監査役会は原則として月1回開催し、監査方針の協議、監査進捗状況等の確認を行い、経営の監督機能を高め、監査役の独立性・実効性の確保による取締役への牽制をいたしております。

各監査役は監査計画等に従い、取締役等からの営業報告の聴取、重要な決議書類の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。

(内部監査)

当社は、内部監査機能を担う独立部門として、「内部監査室」を設けております。代表取締役直属の組織として、現在1名で運営しております。内部監査室長は代表取締役の指示により内部統制・管理の有効性を主な観点として内部監査を実施いたします。また、内部監査は各部署を対象とした実地監査を年間計画に沿い実施することで、改善要求に対する各部門の取組み状況及び効果の確認までをフォローし、当社の内部統制制度を支えております。

内部監査の実施において、内部監査室長は、監査役会及び会計監査人と機に応じて打合せを行い、監査方針、監査計画及び監査結果について意見の交換を行い、適正な監査の実施を図っております。

(会計監査の状況)

当社は、会社法上の大会社に該当し、定款に会計監査人を設置する旨を定め、会計監査人設置会社となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業統治体制の構築と運用を経営上の重要課題と位置付け、継続的な企業価値向上や株主、従業員及び利害関係者の信頼を高める観点から迅速且つ適正な意思決定を図り、効率性と透明性の高い経営体制を確立することを基本姿勢としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は集中日を回避して設置し、より多くの株主様にご参加いただけるよう努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、中間決算及び年度決算後に事業説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、中間決算及び年度決算後に事業説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、PR情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRについては、管理部が担当しており、株主様からの問い合わせ、アナリスト・機関投資家とのミーティング等、積極的に対応させて頂いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、全役員及び全従業員が順守すべき行動規範を設けております。その中で、「利害関係者との協調を重視し対話に努める」「利害関係者に企業情報を適時、適正に開示する」と謳っております。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は平成27年5月26日開催の取締役会において、次のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」の改定を決議しております。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として、当社グループ経理理念・行動規範及びコンプライアンスマニュアル等その他の規程を制定する。
- (2)当社の内部監査部門は、管理部のコンプライアンス担当と連携の上、当社及び当社子会社に関する内部監査を実施する。
- (3)当社は、当社グループの役員及び使用人が、当社管理部長又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を設置する。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに通報者に不利益がないことを保証する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程に従い、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

また、情報の管理については、企業秘密管理規程並びにシステム管理基準に基本方針を定めて対応する。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するため、リスク管理委員会を設置しリスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行うとともに、万一、リスクが発生したときには、迅速かつ確な施策ができるようにリスク管理規程およびマニュアル等を整備して、リスク管理体制を構築する。

4. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、将来の事業環境を踏まえて中期経営計画及び各年度予算を立案し、グループ全体の重点経営目標を設定する。当社子会社においては、その目標達成に向けて具体策を立案・実行する。
- (2)当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規程のほか、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を制定する。当社子会社においても、その規模等に応じ、当社の規程等に準じた組織規程・職務分掌規程等の整備を行わせるものとする。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社の内部監査部門は、管理部のコンプライアンス担当と連携の上、グループにおける内部統制の実効性を高める施策を実施すると共に、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。
- (2)当社は、関係会社管理規程において、当社子会社に対し、営業成績、財務状況その他の一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告することを義務付ける。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の設置について、監査役から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1)監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役が指示した業務については、監査役以外の者から指揮命令を受けない。
- (2)監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査役の同意を要することとする。

8. 監査役への報告に関する体制

- (1)当社の取締役及び業務執行を担当する取締役は、監査役の出席する取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- (2)当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、発見次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行うこととする。
- (3)当社又は当社子会社の内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び使用人に対して報告を行うこととする。

9. 監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

10. 監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は償還処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

11. その他監査役の監査が実行的に行われることを確保するための体制

- (1)代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (2)当社は、監査役会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保障する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

また、反社会的勢力対応マニュアルを設け、万一、疑わしき事態が発生した際には、管理部が所管警察署や当社の顧問弁護士等と相談して対応する。

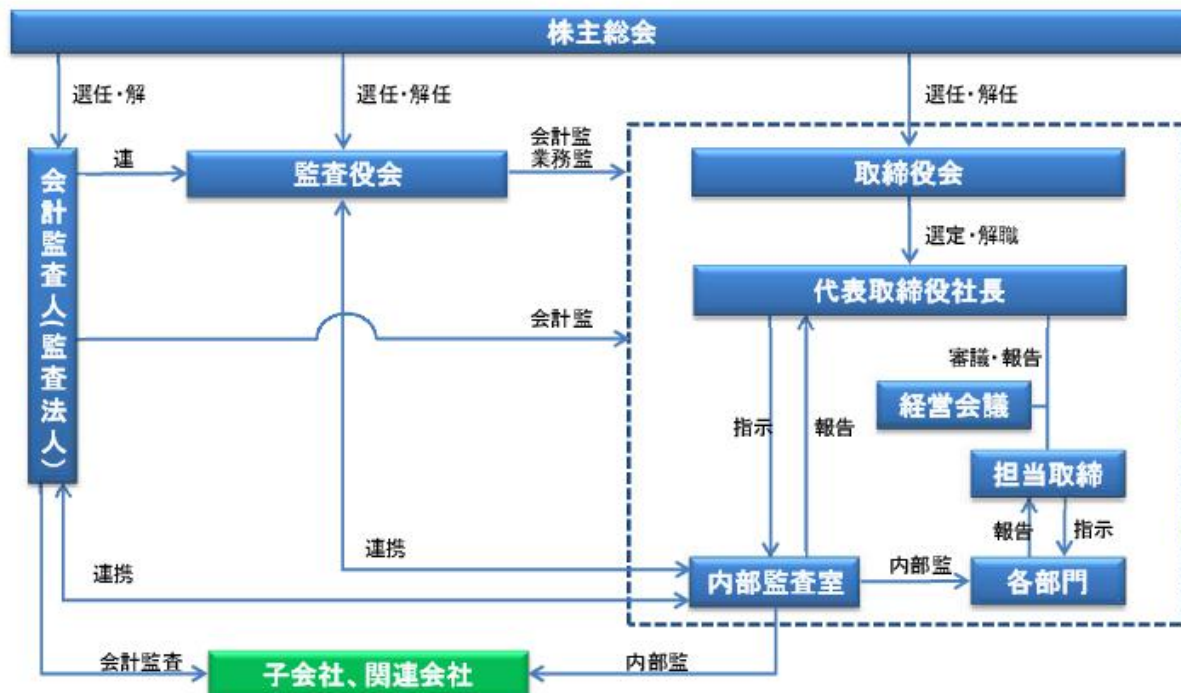
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図>



<適時開示体制の概要(模式図)>

当社は、全ての株主及び投資家に対して重要情報を公平、正確かつ適切に提供するために、法令・取引所規則等に基づき情報開示を行います。

また、法令等に定めがなくとも、株主及び投資家の投資判断に影響を及ぼすと判断した情報につきましては、積極的かつ公平に情報開示を行ってまいります。

